



令和6年9月6日

報道関係各位

皆野町にぎわい創出補助金の受付開始について

皆野町では、令和6年度の新たな事業として、新規の商業・観光イベントを実施する団体に交付する皆野町にぎわい創出補助金の受付を開始しました。

「イベントが少なくて賑わいに乏しい」との町民の声に応え、新規の商業・観光向けイベントを実施する取組みを応援し、町内のにぎわいを創出することを目的としています。

● 皆野町にぎわい創出補助金概要

1 補助対象者 3名以上で構成される団体

※1名以上は町内に住所または事業所を有する者が在籍していることが必要です

※共同開催のイベントが対象で、単独で実施するイベントに出演しているだけの場合は該当しません

2 対象事業 皆野町内で実施される新規の商業・観光イベント

※特定の者の営業利益のみを追及している事業や町の助成を既に受けている事業、政治活動・宗教活動に関する事業などは対象外です

※具体的な補助金の交付可否は、事業計画書やヒアリングにより判断します

3 補助金額 イベント経費の1/3（補助金額の上限20万円／下限1万円）

※一部補助対象外の経費があります（食糧費など）

4 申請期限 イベントを行う1か月前までに申請書などを提出

※予算に限りがあるため予定額に達ししだい受付終了となります

【問い合わせ】

産業観光課 商工観光担当 担当名 若林・柳

電話：0494-62-1462 FAX：0494-62-2791

